

岡崎市規則第1号

岡崎市公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡崎市公契約条例（令和元年岡崎市条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める公契約)

第2条 条例第6条の規則で定める公契約は、次の各号のいずれかに該当する公契約とする。

- (1) 予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約
- (2) 予定価格が1,000万円以上の次に掲げる業務の委託に関する契約
 - ア 市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下この号において「庁舎等」という。）の清掃の業務
 - イ 庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）
 - ウ 庁舎等の受付又は案内の業務
 - エ 樹木等管理業務

2 前項第2号の予定価格は、1年以下の契約にあっては当該予定価格、1年を超える契約にあっては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。

(指定管理者との協定の取扱い)

第3条 前条の規定にかかわらず、条例第8条の規定により公契約とみなされる同条に規定する協定（以下「協定」という。）に係る条例第6条の規則で定める公契約は、指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額が1年当たり1億5,000万円以上の協定とする。

2 前項に該当する協定に係る条例第6条の事業者等は、当該協定に係る次に掲げる者とする。

- (1) 指定管理者
- (2) 前条第1項第2号アからエまでのいずれかの業務（契約金額が1年当たり1,000万円以上のものに限る。）に係る下請負者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(見直し)

- 2 市長は、この規則の施行後5年以内を目途として、条例第6条の規定による措置の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(経過措置)

- 3 第2条の規定は、令和2年4月1日以後に競争入札に係る公告若しくは指名通知を行う契約又は同日以後に締結する契約(同日前に競争入札に係る公告又は指名通知を行ったものを除く。)について適用する。
- 4 第3条の規定は、令和2年4月1日以後に指定される指定管理者に係る協定について適用する。